



料金表（特許）

1. 出願（申請）

事務所手数料	出願書類作成料 (検討料・事務手数料を含む)	240,000 (円) [税別]
外注費	図面作成料	実費
特許庁手数料	出願料	15,000 (円)

※ 出願書類作成料をご入金頂いた時点で作業に着手します。出願書類作成料については、作業に着手した後は返還することができませんので、ご注意ください。

※ 図面作成料と出願料については出願手続きが完了後に請求致します。

※ 図面作成料は実費です。図面の枚数や図面作成の難易度によって金額が変わります。標準的な図面で、概ね2,000～4,000 (円) /枚 [税別] です。

※ 図面5枚の場合、出願時の費用は285,000～295,800 (円) [税込] です。

2. 出願審査請求

事務所手数料	事務手数料	10,000 (円) [税別]
特許庁手数料	出願審査請求手数料	118,000 + 請求項数 × 4,000 (円)

※ 請求項数（発明の数）10の場合、審査請求時の費用は168,800 (円) [税込] です。

3. 審査対応（拒絶対応、中間処理）

事務所手数料	意見書作成料 (検討料・事務手数料を含む)	60,000 (円) [税別]
	補正書作成料 (検討料・事務手数料を含む)	60,000 (円) [税別]
外注費	図面作成料	実費
特許庁手数料	請求項数を増やす補正をした場合	増やした請求項数 × 4,000 (円)

※ 特許NGの通知（拒絶理由通知）に対応する際に必要な費用です。

[更新] 2015.04.01

2015.04.01現在の料金です。
料金表は予告なく変更する場合があります。



ものづくりの成果をビジネスにつなげる

クロスリンク特許事務所

- ※ 意見書のみを提出して対応する場合は、補正書作成料は不要です。
- ※ 図面を補正した場合は、図面作成料を頂くことがあります（レアケース）。
- ※ 意見書や補正書を提出する際の特許庁手数料は無料です。ただし、請求項数を増やす補正をする場合は、未納分の出願審査請求料に対応する額を納付する必要があります。

4. 権利設定

事務所手数料	事務手数料	10,000 (円) [税別]
特許庁手数料	特許料 (第1年度～第3年度分)	$3 \times [2,300 + \text{請求項数} \times 200]$ (円)

- ※ 特許OKの通知（特許査定）を受け、特許権を設定する際に必要な費用です。特許の場合、設定時に3年分（第1年度～第3年度分）の特許料を納付する必要があります。
- ※ 請求項数10の場合、特許権設定時の費用は23,700 (円) [税込] です。
- ※ 請求項数10、審査対応1～2回（いずれも意見書と補正書を提出）の場合、出願から特許権設定までの合計費用は60万～75万 (円) [税込] 程度です。

5. 特許料納付

事務所手数料	事務手数料	10,000 (円) [税別] /回
特許庁手数料	特許料 (第4年度～第6年度分)	$7,100 + \text{請求項数} \times 500$ (円) /年
	特許料 (第7年度～第9年度分)	$21,000 + \text{請求項数} \times 1,700$ (円) /年
	特許料 (第10年度分以降)	$61,600 + \text{請求項数} \times 4,800$ (円) /年

- ※ 第4年度以降も特許権を維持するために必要な費用です。
- ※ 事務手数料は特許料の納付手続きを行う度に頂きます。複数年分の特許料をまとめて納付した方が事務手数料が節約できてお得です。
- ※ 年度が進むにつれて特許料は高額となります。
- ※ 請求項数10、特許料3年分（第4年度～第6年度分）を納付する場合、特許料納付時の費用は47,100 (円) [税込] です。

[更新] 2015.04.01

2015.04.01現在の料金です。
料金表は予告なく変更する場合があります。